

徴収猶予の特例についてQ&A

お問合せ 八王子市 納税課
042-620-7224・7358

特例制度について

【Q】 どのような制度ですか。

【A】 新型コロナウイルス感染症の影響で、事業等にかかる収入が、前年同期の収入に比べておおむね 20%以上の減収となった方について、無担保かつ延滞金なしで、最長 1 年間の納付の猶予を受けられる制度です。

(令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する市税に適用)

【Q】 事業等にかかる収入とは。

【A】 法人の収入(売上高)や個人の方の経常的な収入(事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等)を指します。

個人の方の一時所得などは、新型コロナウイルス感染症の影響で減少するものではないと考えられますので、事業にかかる収入に含まれません。

対象者や条件について

【Q】 パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

【A】 パートやアルバイトの方も、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少などの要件を満たせば、特例の対象になります。

【Q】 フリーランスも特例の対象になりますか。

【A】 フリーランスなどの事業所得者は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少などの要件を満たせば、特例の対象になります。

【Q】 個人住民税を給与天引きで納めている会社員や従業員などは特例の対象になりますか。

【A】 給与から天引き(特別徴収)されている個人住民税については、特例の対象になりません。

【Q】 すでに納期限を過ぎている場合も特例の対象になりますか。

【A】 令和 2 年 2 月 1 日以降の納期限であれば、改正法施行日(令和 2 年 4 月 30 日)から 2 か月以内の申請により、特例の対象となります。

【Q】 事業税などの中間納付は特例の対象になりますか。

【A】 納期限が条件期間内に到来するものであれば、特例の対象になります。

申請方法等について

【Q】 申請手続きはどのようにしますか。

【A】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請をお願いします。徴収猶予申請書を八王子市ホームページからダウンロード（印刷）していただき、必要事項を記入のうえ、収入や預貯金等がわかる資料とともに郵送してください。

【郵送先】 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市役所 納税課 猶予担当

【Q】 収入や預貯金等の状況が分かる資料とはどのようなものですか。

【A】 売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当します。

前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。

- 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
- 事業開始後 1 年を経過していない場合、令和 2 年 1 月までの任意の期間と比較

【Q】 徴収猶予申請する税金を口座振替にしている場合引落しをやめることはできますか

【A】 納期限の 20 日前までに猶予申請または廃止希望のご連絡を頂いた場合は、止めることが可能です。それ以降については、引落しを止めることが出来ません。

また、今回徴収猶予または口座振替廃止の申請のあった税金について、徴収猶予終了後に再度口座振替を希望される場合は、申請が必要となります。

詳細は、お電話にてお問い合わせください。

【Q】 他の行政機関（例えば税務署）で猶予が認められた場合、新たに申請が必要ですか。

【A】 申請は必要となります。ただし、近接した時期に税務署に提出された申請書のコピーもって、申請書の「2 猶予額の計算」(1) から (4) までについて共用することは可能です。また、国税の猶予の許可が出た場合は、その許可通知書のコピーを添付していただければ他の資料の提出は不要です。